

令和6年第7回臨時会  
相良村議会臨時会会議録

令和6年10月15日

熊本県相良村議会

令和6年第7回相良村議会臨時会会議録

令和6年10月15日（火曜日）

午前10時00分開会

於 会議場

開議

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて  
専決第6号 令和6年度相良村一般会計補正予算  
(第4号)  
(質疑・討論・採決)

日程第4 議案第54号 工事請負契約の締結について  
(質疑・討論・採決)

閉 会

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

|              |               |
|--------------|---------------|
| 1番 川 邊 一 徳 君 | 6番 西 本 巳喜男 君  |
| 2番 坂 田 朋 美 君 | 7番 高 岡 重 盛 君  |
| 3番 永 田 博 人 君 | 8番 小 善 満 子 君  |
| 4番 徳 田 正 臣 君 | 9番 市 岡 智 恵 君  |
| 5番 中 村 重 道 君 | 10番 黒 木 正 照 君 |

3. 欠席議員(0名)

4. 説明のため出席した者(3名)

村 長 吉 松 啓 一 君 建設課長 大土手 寛 君  
総務課長 川 邊 俊 二 君

5. 本会議の書記

議会事務局長 和 田 耕 君

開会 午前 10 時

○議長(黒木正照君) おはようございます。全員出席でございます。ただいまから、令和 6 年第 7 回相良村議会臨時会を開会します。これから本日の会議を開きます。

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長(黒木正照君) 日程に従いまして、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、1 番、川邊一徳議員、

{「はい。」と、1 番議員。}

8 番、小善満子議員を指名します。

#### 日程第 2 会期の決定の件

○議長(黒木正照君) 次に、日程第 2、会期の決定の件を議題とします。お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日間に決定しました。

#### 日程第 3 承認第 6 号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第 3、承認第 6 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 6 号、令和 6 年度相良村一般会計補正予算第 4 号を議題とします。本件について説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) おはようございます。それでは、承認第 6 号、専決第 6 号、令和 6 年度相良村一般会計補正予算第 4 号についてご説明申し上げます。この案件につきましては、急施を要しましたため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めましたので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分を行ったものでございます。したがって、同条第 3 項の規定に基づき、これを議会に報告し、その承認を求めるものでございますが、専決処分した事件の内容につきましてご説明申し上げます。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 597 万 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 44 億 3,012 万 9 千円とするものでございます。それでは、歳出の内容につきまして、10 ページ以降の歳出補正予算事項別明細書でご説明申し上げますが、総務費関係におきまして 597 万 3 千円の増額補正でございます。12 ページの選挙費の衆議院議員選挙費で、令和 6 年 10 月 9 日に衆議院が解散され、10 月 15 日に公示、10 月 27 日を投開票日とする衆議院議員総選挙が実施されることになりましたので、当該選挙に係る経費として 597 万 3 千円の増額補正をお願いするものでございます。これらの歳出の財源といたしまして、9 ページ以降の歳入補正予算事項別明細書のとおりですが、国庫支出金をもって

充てるものでございます。なお、専決処分年月日は令和 6 年 10 月 2 日でございます。以上、承認第 6 号についてご説明いたしました。内容ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げまして、専決処分の説明とさせていただきます。

○議長(黒木正照君) 説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

○議長(黒木正照君) 質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、承認第 6 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 6 号、令和 6 年度相良村一般会計補正予算第 4 号を採決します。この採決は、起立によって行います。承認第 6 号については、承認することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、承認第 6 号は承認することに決定しました。ここで暫時休憩をいたします。

————○————  
休憩 午前 10 時 04 分

再開 午前 10 時 32 分  
————○————

#### 日程第 4 議案第 54 号

○議長(黒木正照君) 休憩前に引き続き会議を開きます。次に、日程第 4、議案第 54 号、工事請負契約の締結についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第 54 号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。15 ページからをご覧ください。本件は、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び相良村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定によりまして、次のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。工事名は、令和 6 年度中四浦地区農業集落排水施設更新工事でございます。工事の場所は、相良村大字四浦東地内で、平成 8 年 8 月に供用開始しています、中四浦地区農業集落排水処理施設の機械及び電気設備の機能更新のための工事を行うものでございます。入札に当たりまして 11 社を指名した指名競争入札でございます。契約金額は 2 億 5,300 万円で、うち消費税が 2,300 万円含まれております。契約の相手方は、熊本市中央区本荘 6 丁目 17 番 21 号、株式会社九電工熊本支店、理事支店長河部祐司でございます。また、参考といたしまして、仮契約書の写しなどを添付しております。以上、議案第 54 号についてご説明申し上げましたが、内容をご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい、議長。」と、4番議員。}

はい、4番議員。

○4番(徳田正臣君) はい、二、三点ちょっと質疑をしたいと思っております。まずは、28年前の工事業者名はどこでしょうか。工事業者は。課長でよかです。

○議長(黒木正照君) はい、建設課長。

{「はい。」と、建設課長。}

○建設課長(大土手寛君) おはようございます。建設課長、お答えいたします。建設当初の施工業者につきましては福岡市の徳倉建設株式会社九州支店でございます。以上、お答えいたします。

○議長(黒木正照君) はい、4番議員。

○4番(徳田正臣君) はい、議長。徳倉建設

{「はい。」と、建設課長。}

株式会社九州支店、

{「はい。」と、建設課長。}

これは、もちろん建屋も含めての全体を、全てオール込みでの受注だったわけですかね。

{「はい、そうです。」と、建設課長。}

はい。であるならば、中の電気工事とか水処理の工事というのは、また下請といたしますか、部門ごとの発注があるんでしょうけども、今回は、施設の更新ということでありますが、この開札調書を出していただいたのを見ますと、11社あって、8社が辞退されております。まずは、その8社が辞退されているその辞退理由を、課長としては、どういうふうに理由等を認識しているかをお尋ねしたいと思っております。お尋ねします。

○議長(黒木正照君) はい、建設課長。

{「はい。」と、建設課長。}

○建設課長(大土手寛君) 建設課長、お答えいたします。辞退届が出されたときに、受領する前に、辞退された理由を伺っております。各社それぞれお伺いいたしましたが、ほとんどが施工技術者の不足。その理由といたしましては、主に能登半島の災害関係で、なかなか現在、タイミング的なものもありますけれども、技術者が不足しているというところが理由でございました。以上、お答えいたします。

○4番(徳田正臣君) はい、分かりました。もう1点、

○議長(黒木正照君) 3点目ですので、

○4番(徳田正臣君) はい。あとですね、この工事内容としては、機械設備、電気設備、土木設備がありますけど、見積りとしては大体どれぐらいの割合での工事金額になっているかお尋ねします。

○議長(黒木正照君) はい、建設課長。

{「はい。」と、建設課長。}

○建設課長(大土手寛君) 建設課長、お答えいたします。契約額 2 億 5,300 万のうち、機械設備が約 1 億 6,000 万円、電気設備が約 4,200 万円、土木設備が約 6,300 万円でございます。以上、お答えいたします。

○4 番(徳田正臣君) はい。議長、以上でいいです。

○議長(黒木正照君) はい。ほかにご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、議案に反対者の発言を許します。

{「はい、議長。」と、4 番議員。}

はい、4 番議員。

○4 番(徳田正臣君) はい。私は、この議案第 64 号ですかね。すみません。54 号について反対の立場であります。この更新工事自体は、必要性はあろうかとは思いますが、それを否定するものではありませんが、先ほどの入札調書等を見ますと、11 社のうち 8 社辞退されている。辞退の理由というのは、先ほどお答えいただいたとおりであります。これは上位、番号で 1、2、3 というのは、どちらかというと電気工事に強い会社で、理由があるにしても、ことごとく辞退されているのは、これは水処理の専門業者ではなかろうかなと思います。大体、ご存じの方もいらっしゃると思いますが、見ただけで水処理の専門業者というか、いうのがぱっと分かる。それにことごとく辞退されている。で、能登に関して言いますと、私はもう能登に 3 回行きまして、地元の状況も分かっておりますが、まだ災害復旧で、この水に関してのは、そんなに発注業務も進んでない状況があるかと思っております。そんなに業者も入っておりません。そういう中で、この指名の在り方にちょっと問題があったのではないかと。そこに納得いかない部分がありますので、やはり賛成するに熟するところまで気持ちがまだ 100 パーセント行っておりませんので。あえて言うと 60 パーセントか 70 パーセントでございまして、そういう趣旨で、今回のこの議案については、私は、反対するところがあります。以上です。

○議長(黒木正照君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。次に原案に反対者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第 54 号、工事請負契約の締結についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第 54 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立多数です。したがって、議案第 54 号は原案のとおり可決されました。



○議長(黒木正照君) ただいま、議決されました案件については、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いま

す。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。これで、本日の日程は全部終了しました。令和 6 年第 7 回相良村議会臨時会を閉会します。お疲れ様でした。

---

○

閉会 午前 10 時 42 分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

相良村議会議長

相良村議会議員

相良村議会議員